債券貸借取引支払保証金		コールマネー	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		特定取引負債	
貸出金		借用金	
外国為替		外国為替	
その他資産		短期社債	
有形固定資産		社債	
無形固定資産		新株予約権付社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		未払法人税等	
支払承諾見返		リース負債	
貸倒引当金	△	資産除去債務	
		その他の負債	
		賞与引当金	
		役員賞与引当金	
		退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		○○積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4)　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リ